# 生 徒 心 得 令和5年～

１　制服

(1)本校指定の制服を正しく着用し、就職･進学面接に対応できる着こなしを基本とする。
※男女とも制服を無断で改造した場合は、買い換えるか元に戻す指導を行う。

(2)儀式は冬服を正しく着用する。但し、１学期終業式・２学期始業式は夏服を正しく着用する。

共通

①夏の制服着用時の下着(インナー)等は、見えないように工夫すること。
②靴下の色は、白・黒・紺・茶・グレーとし、ワンポイントまで許可する。長さは足首から膝下までとする。

男子

①ズボンには必ずベルトを着用する。色は黒・茶系とする。華美なバックル等は禁止する。

女子

①スカート丈は、個々を考慮して膝丈までとする。
②ストッキングは黒かベージュとし、模様・柄のないものとする。
③ルーズソックスやレッグウォーマー等は禁止する。

２　防寒着

(1)着用期間…原則１１月１日～３月３１日　※気候を考慮し、各自判断する。
(2)防寒着は、制服の上に着る事を基本とする。
(3)色は、白・黒・紺・茶・グレーの単色とする。
(4)マフラー・ネックウォーマーは、白・黒・紺・茶・グレーのものとする。
(5)自転車・バイク通学の者は、明るめの防寒着を着用する。
(6)防寒着は生徒昇降口で脱ぎ、教室・廊下での着用は禁止する。
(7)膝掛けやブランケットは各自判断で使用し、着席中のみ使用を許可する。又、定期考査期間中は不正行為防止の為禁止する。

３　通学バック

(1)スクールタイプまたはリュックサック型のものとする。

４　履物

(1)通学靴は、派手な色・柄は禁止する。
(2)スニーカー、ローファー等とする。
(3)上履きは、シューズを使用する。
(4)体育館シューズは、本校指定とする。
(5)グランドシューズは、運動のできる紐付きのシューズとする。

5　頭髪

(1)頭髪は清潔であること。

(2)前髪は、目にかからないように工夫すること。目にかかった場合は、切るか、ヘアピンで止めること。ヘアピンは目立たないものとする。

(3)後ろ髪が肩のラインより長く、授業に支障をきたす場合は結ぶ。

(4)髪飾り、パーマ、染色、脱色等、人為的な処理を加えることは禁止する。

(5)ヘアクリップ等での結髪、エクステの使用は禁止する。

6　眉・化粧・装飾品について

(1)眉は自然の状態を保ち、極端に細いまたは全くない状態は禁止する。
※違反の場合は定期的に検査を行い、継続的指導を行う。

(2)化粧、カラーリップ、マニキュア、カラーコンタクト、ネックレス、ブレスレット、指輪、ピアス、イヤリング等は禁止する。

7　交通に関する規定

(1)自転車通学

自転車通学を希望する者は、生徒指導部に「通学許可願」を提出し、車体整備の点検（ブレーキ・電灯・鍵等）を受けた後、ステッカーを車体後部に貼り付ける。その際、必ず任意保険に加入し、そのコピーを許可願と一緒に提出すること。また、安全確保のためヘルメット着用に努めること。

(2)運転免許取得及び通学

①原動機付自転車

ア　原動機付き自転車（以下原付）の免許取得を希望する者は、「免許取得願」を提出し許可を得ること。免許取得後は必ず学校に届けること。なお、免許取得は長期休業期間中のみとする。

イ　原付通学を希望する者は、「通学許可願」を提出し許可を得ること。その際、必ず任意保険に加入し、車両の検査も受けること。登録台数は１台までとし、改造した車両は禁止する。

ウ　交通ルール・マナーを守れない場合は、許可を取り消す。無届け免許取得者及び事故・違反者は、免許預かりを含む特別指導を行う。

②自動二輪

ア　自動二輪免許取得は、全面禁止とする。

イ　免許を取得した者は、卒業時まで免許証預かりを含む特別指導を行う。

③自動車

ア　自動車の免許取得は３年生のみとする。

イ　免許取得を希望する者は「免許取得願」を提出し許可を得ること。

ウ　自動車学校の、受講及び受験等は休業中及び放課後とする。

エ　免許取得後は必ず届けること。

オ　無届け免許取得者及び事故･違反者は、免許預かりを含む特別指導を行う。

エ　自動車通学は禁止する。違反者は、免許証預かりを含む特別指導を行う。

8　スマートフォン・携帯電話

(1)スマートフォン・携帯電話等の校内持ち込みを認める。但し、登校時から下校時まで使用を禁止する。登校時に昇降口の外で電源を切りカバンに入れる。

(2)保護者への連絡をする場合は、下校時に昇降口の外で使用する。

(3)緊急に保護者に連絡する場合は、携帯電話をカバンに入れたまま職員室に持参して使用する。違反者は、保護者立ち会いの下での特別指導を行う。

(4)ネットへの書き込みや SNS 等のトラブルに巻き込まれないように、正しい利用を心がけること。

9　アルバイト

(1)本校では、アルバイトを行うことを認める。アルバイトを希望する者は、生徒指導部に「アルバイト許可願」を提出し、許可を得ること。但し、考査前１週間及び考査中は中断すること。

(2)アルバイトをする際は、常に高校生の本分を自覚し、学業に支障が生じないよう心掛ける。

(3)成績不振者や遅刻・欠席の多い生徒は許可しない。また、許可を取り消す場合がある。

(4)アルバイトをやめた場合、速やかに担任または生徒指導部に報告する。

(5)高校生がアルバイトを行える時間は午後１０時までとなっているので、時間を厳守すること。

10　その他

(1)通学及び校内生活について

①生徒は 8 時 35 分までに登校すること。下校時間は原則として午後５時とする。

②8 時 40 分から放課後まで、原則として外出を認めない。

③通学途上においては、本校の生徒として恥ずかしくない行動をとること。特に公共機関を利用する場合は乗車マナーを守り、公共物損壊や甚しい苦情等については、保護者立ち会いの下での特別指導を行う。

(2)校外生活について

①暴走行為やその見物、飲酒・喫煙、暴力、薬物乱用等を厳禁とする。これらはすべて、保護者立ち会いの下で特別指導の対象となる。

②遊技場(パチンコ・麻雀・オートレース場等)への立ち入りを禁止する。

③カラオケボックスの立ち入りについては、午後 10 時以降は禁止する。

④外泊及び午後１０時以降の外出は原則として禁止する。やむ得ない外泊・外出は、必ず保護者の承認を得て行うこと。午後１１時以降は、深夜徘徊で補導の対象となる。

※上記②③④に関して違反行為を行った場合は、特別指導を行う。